

# 公務上死亡災害の発生状況

(令和5年度認定分)

令和7年2月

地方公務員災害補償基金



## ま　え　が　き

この報告書は、令和5年度に認定された地方公務員等の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和5年度に公務上の災害として認定された件数は30, 975件で、このうち死亡事案に係るものは34件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は概ね減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査に当たり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和7年2月

地方公務員災害補償基金  
理事長 山越 伸子



## 目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要 .....	3
1 概要 .....	5
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者数の状況 .....	7
3 職員区分別公務上死亡者数の状況 .....	8
4 年齢階層別公務上死亡者数の状況 .....	10
5 事故の型別公務上死亡者数の状況 .....	11
6 起因物別公務上死亡者数の状況 .....	13
7 認定事由別公務上死亡者数の状況 .....	15
8 交通事故による公務上死亡災害の状況 .....	18
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況 .....	20
第2 公務上死亡災害発生事例 .....	21
1 過重労働による被災 .....	24
2 石綿ばく露による被災 .....	27
3 交通事故による被災 .....	28
4 その他の被災 .....	29
第3 統計表 .....	31
分類項目区分 .....	43



# 第1 公務上死亡災害発生状況の概要



## 第1 公務上死亡災害発生状況の概要

### 1 概要

本調査は、令和5年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和5年度認定分の公務上死者数は34人で、性別では、男性30人、女性4人であった。

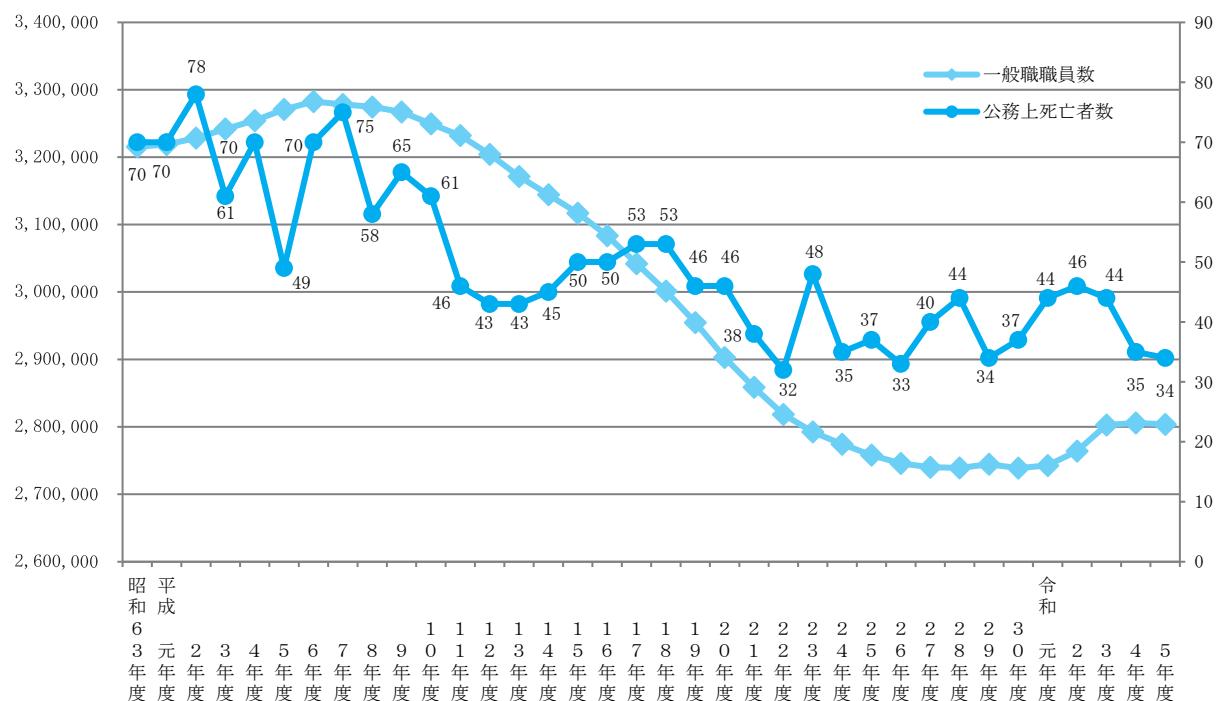
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成24年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死者数の推移（過去10年間）(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)	42(0)	44(0)	32(0)	30(0)
女	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)	4(0)	0(0)	3(0)	4(0)
計	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)	46(0)	44(0)	35(0)	34(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死者数（外数）である。

図1 一般職員数及び公務上死者数の推移(人)



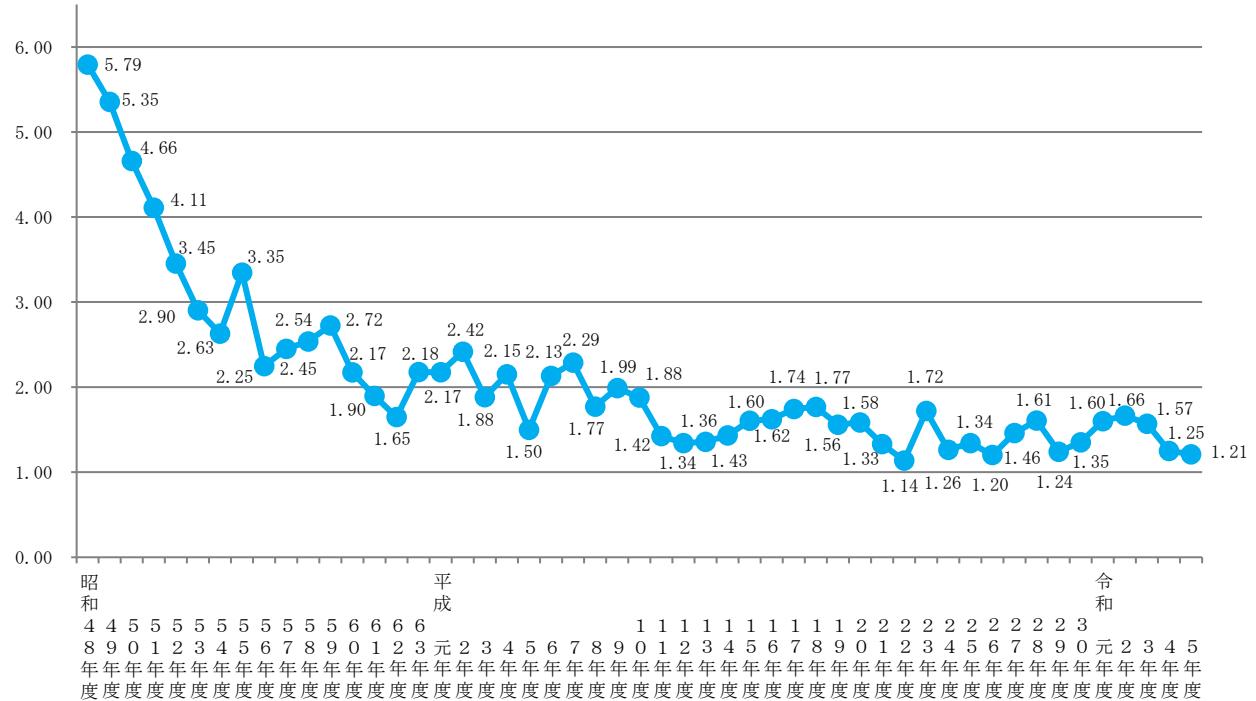
(注1) 一般職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注2) 各図表の死者数は、特に記載がない限り、東日本大震災に起因する事案を除いている。

職員 10 万人当たりの公務災害死亡率は、昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々低下を続け、その後若干の増減はあるものの平成 8 年度以降は 1 人台で推移している。

(第 3 統計表 第 1 表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図 2 公務上死者数 10 万人率の推移 (人)



## 2 地方公共団体の区別公務上死亡者数の状況

令和5年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区別にみると、「都道府県」が14人（41.2%）で全体の約半数を占め最も多く、次いで「指定都市」及び「市・特別区」のそれぞれ8人（23.5%）などの順となっている。

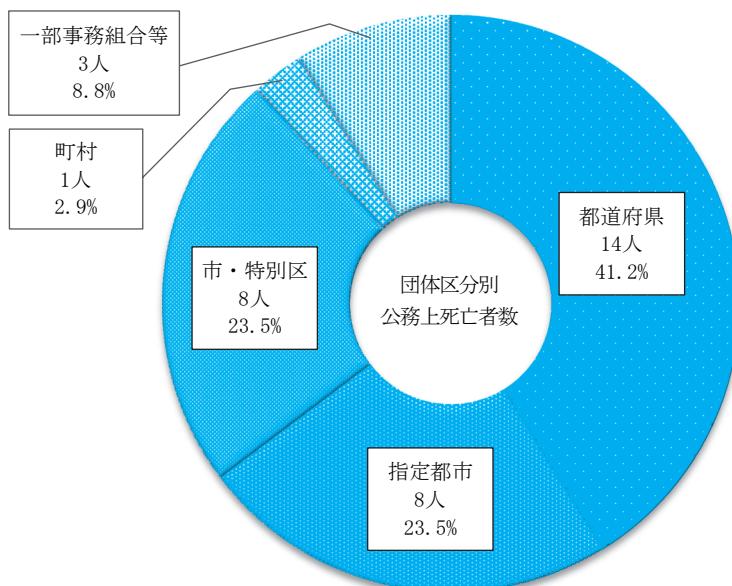
（第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照）

表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	14
指定都市	20	8
市・特別区	795	8
町村	926	1
一部事務組合等	1,457	3
合計	3,245	34

（注）対象団体数は、総務省「市町村数の推移表（詳細版）」等による。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



（注）図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。以下の図表中において同じ。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移（過去5年間）(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県	25	14	24	15	14
指定都市	5	7	2	8	8
市・特別区	7	14	10	4	8
町村	4	7	4	6	1
一部事務組合等	3	4	4	2	3
合計	44	46	44	35	34

### 3 職員区分別公務上死者数の状況

令和5年度認定分の公務上死者数を職員区分別（職員区分の説明等については、45ページ参照）にみると、「その他の職員」の13人（38.2%）が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の7人（20.6%）、「消防職員」の6人（17.6%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「消防職員」が3人増、「その他の職員」が1人増となっているほかは同数又は減少している。

表4 職員区分別公務上死者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 前年度増減	構成比
義務教育学校職員	6	6	7	7	7	-	20.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	9	3	4	4	2	▲2	5.9%
警察職員	4	6	8	5	5	-	14.7%
消防職員	4	8	6	3	6	3	17.6%
電気・ガス・水道事業職員	3	-	2	3	1	▲2	2.9%
運輸事業職員	3	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	2	3	1	-	▲1	-
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	15	21	14	12	13	1	38.2%
合計	44	46	44	35	34	▲1	100.0%

公務上死者34人の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の21人（61.8%）が最も多く、「負傷による死亡」は11人（32.4%）、「公務上の負傷又は疾病によらない死亡（以下「その他の死亡」という。）」は2人（5.9%）であった。

図4 傷病区分別公務上死者数割合

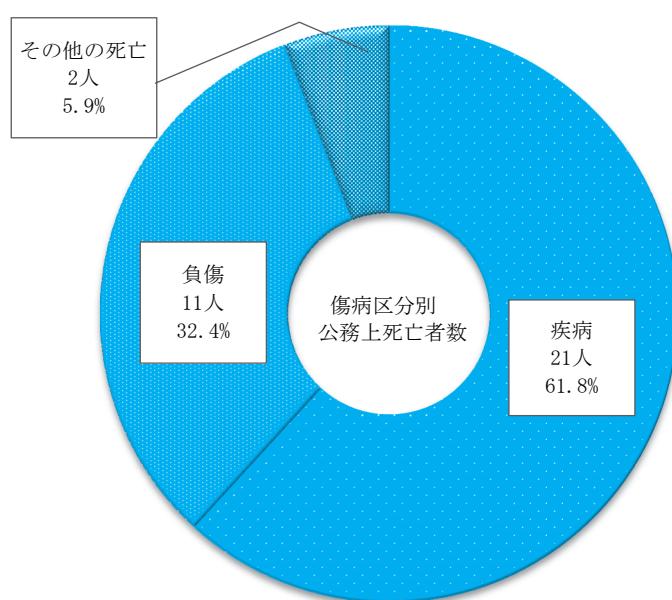


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
義務教育学校職員	2	18.2%		5	23.8%	-	-	7	20.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-		2	9.5%	-	-	2	5.9%
警察職員	4	36.4%		1	4.8%	-	-	5	14.7%
消防職員	3	27.3%		2	9.5%	1	50.0%	6	17.6%
電気・ガス・水道事業職員	-	-		1	4.8%	-	-	1	2.9%
運輸事業職員	-	-		-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-		-	-	-	-	-	-
船員	-	-		-	-	-	-	-	-
その他の職員	2	18.2%		10	47.6%	1	50.0%	13	38.2%
合計	11	100.0%		21	100.0%	2	100.0%	34	100.0%

「負傷」による公務上死亡者11人の職員区分の内訳をみると、「警察職員」の4人(36.4%)が最も多く、次いで「消防職員」の3人(27.3%)、「義務教育学校職員」及び「その他の職員」のそれぞれ2人(18.2%)の順であった。

次に、「疾病」による公務上死亡者21人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の10人(47.6%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の5人(23.8%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「消防職員」のそれぞれ2人(9.5%)、「警察職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」のそれぞれ1人(4.8%)の順であった。

「その他の死亡」による公務上死亡者は、「消防職員」及び「その他の職員」がそれぞれ1人(50.0%)であった。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

#### 4 年齢階層別公務上死者数の状況

令和5年度認定分の公務上死者数を災害発生時の年齢階層別にみると、50歳台が10人（29.4%）で最も多く、次いで40歳台が8人（23.5%）、60歳以上が7人（20.6%）、30歳台が5人（14.7%）、20歳台が4人（11.8%）で、19歳以下は0人であった。

表6 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)

年齢階層	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	-	-	3	14.3%	1	50.0%	4	11.8%	
30～39歳	1	9.1%	4	19.0%	-	-	5	14.7%	
40～49歳	5	45.5%	3	14.3%	-	-	8	23.5%	
50～59歳	2	18.2%	7	33.3%	1	50.0%	10	29.4%	
60歳以上	3	27.3%	4	19.0%	-	-	7	20.6%	
合 計		11	100.0%	21	100.0%	2	100.0%	34	100.0%

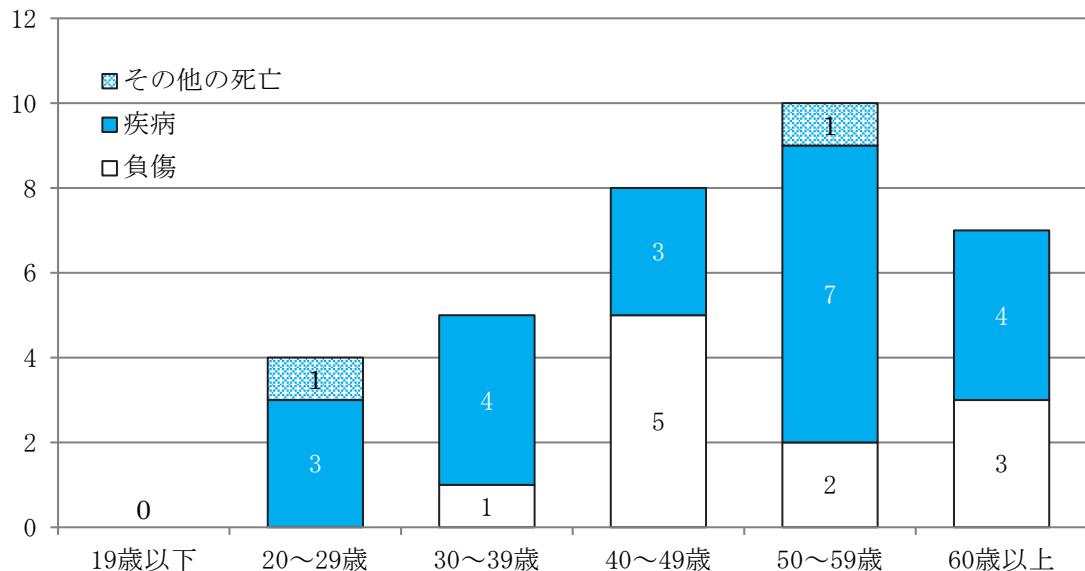
死亡原因を年齢階層別にみると、「負傷による死亡」では、40歳台の5人（45.5%）が最も多く、次いで60歳以上の3人（27.3%）、50歳台の2人（18.2%）、30歳台の1人（9.1%）の順であった。

次に、「疾病による死亡」では、50歳台の7人（33.3%）が最も多く、次いで30歳台及び60歳以上のそれぞれ4人（19.0%）、20歳台及び40歳台のそれぞれ3人（14.3%）の順であった。

「その他の死亡」は、20歳台及び50歳台がそれぞれ1人（50.0%）であった。

(第3 統計表 第4表「年齢階層別・職員区分別公務上死者数」参照)

図5 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)



## 5 事故の型別公務上死亡者数の状況

令和5年度認定分の公務上死亡者数を事故の型別（事故の型の説明等については、45～46ページ参照）にみると、「その他」の16人（47.1%）が最も多く、次いで「墜落・転落」の5人（14.7%）、「有害物等との接触」及び「交通事故」のそれぞれ4人（11.8%）などの順となっている。

なお、「交通事故」による公務上死亡者4人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」が2人（50.0%）、「警察職員」及び「消防職員」がそれぞれ1人（25.0%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
墜 落 ・ 転 落	5	そ の 他 の 職 員	2
		義 務 教 育 学 校 職 員	1
		警 察 職 員	1
		消 防 職 員	1
有害物等との接触	4	消 防 職 員	2
		義 務 教 育 学 校 職 員	1
		電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
交 通 事 故	4	そ の 他 の 職 員	2
		警 察 職 員	1
		消 防 職 員	1

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

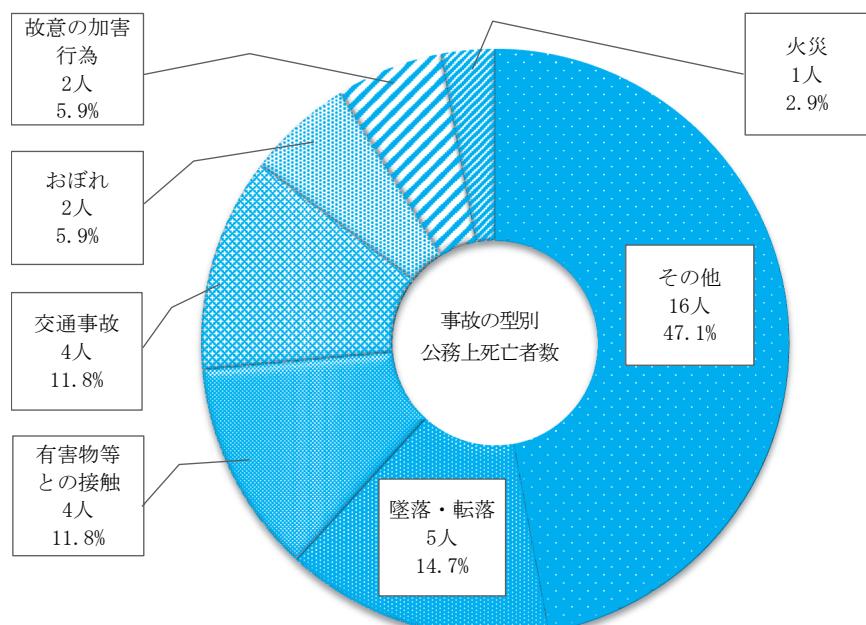


表8 事故の型別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

事故の型	認定年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計	構成比
墜落・転落	9	5	6	3	5	28	13.8%	
転倒	-	-	1	-	-	1	0.5%	
激突	-	-	2	-	-	2	1.0%	
飛来・落下	-	-	-	1	-	1	0.5%	
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	2	-	2	1.0%	
おぼれ	1	1	1	-	2	5	2.5%	
高温・低温の物との接触	-	-	-	1	-	1	0.5%	
有害物等との接触	5	3	5	3	4	20	9.9%	
火災	-	4	-	-	1	5	2.5%	
交通事故	2	4	2	4	4	16	7.9%	
故意の加害行為	1	-	-	-	2	3	1.5%	
その他の	26	29	27	21	16	119	58.6%	
合計	44	46	44	35	34	203	100.0%	

過去5年間の公務上死亡者数の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の28人（13.8%）が最も多く、次いで「有害物等との接触」の20人（9.9%）、「交通事故」の16人（7.9%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「墜落・転落」、「おぼれ」及び「故意の加害行為」がそれぞれ2人増、「有害物等との接触」及び「火災」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

## 6 起因物別公務上死亡者数の状況

令和5年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については47～49ページ参照）にみると、「その他の起因物」が10人（29.4%）で最も多く、次いで「交通手段」及び「起因物なし」のそれぞれ5人（14.7%）、「物質等」及び「環境等」のそれぞれ4人（11.8%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

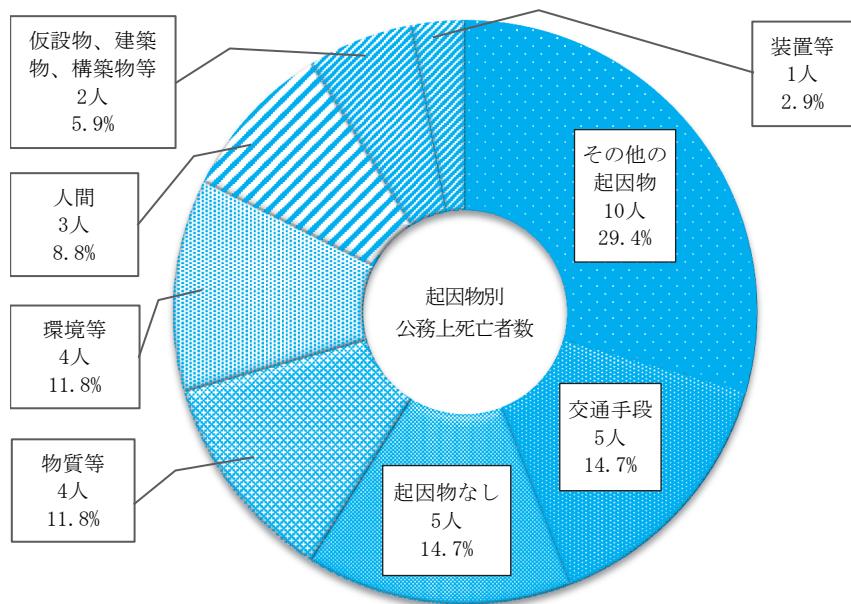


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

起因物	認定年度	令和					合計	構成比
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
交 通 手 段		1	4	4	4	5	18	8.9%
装 置 等	-		1	2	1	1	5	2.5%
仮設物、建築物、構築物等	6	-	1	2	2	2	11	5.4%
物 質 等	6	5	7	3	4	25	12.3%	
環 境 等	4	6	2	4	4	20	9.9%	
人 間	1	2	-	2	3	8	3.9%	
そ の 他 の 起 因 物	15	10	20	16	10	71	35.0%	
起 因 物 な し	11	18	8	3	5	45	22.2%	
合 計		44	46	44	35	34	203	100.0%

過去5年間の公務上死者数の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の71人(35.0%)が最も多く、次いで「起因物なし」の45人(22.2%)、「物質等」の25人(12.3%)、「環境等」の20人(9.9%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「起因物なし」が2人増、「交通手段」、「物質等」及び「人間」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

## 7 認定事由別公務上死亡者数の状況

令和5年度認定分の公務上死亡者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が8人（23.5%）で最も多く、次いで「出退勤途上（公務上のもの）」が3人（8.8%）の順となっている。

次に、疾病については、「精神疾患」が13人（38.2%）で最も多く、次いで「職業病」の3人（8.8%）、「脳疾患」及び「心疾患」のそれぞれ2人（5.9%）などの順となっている。

（第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由		合 計	職員区分		内 訳	
			構成比		構成比	
負傷	自己の職務遂行中	8	23.5%	義 務 教 育 学 校 職 員	2	5.9%
				警 察 職 員	4	11.8%
				消 防 職 員	1	2.9%
				そ の 他 の 職 員	1	2.9%
	出 退 勤 途 上 (公務上のもの)	3	8.8%	消 防 職 員	2	5.9%
				そ の 他 の 職 員	1	2.9%
	小 計	11	32.4%	—	11	32.4%
疾病	職 業 病	3	8.8%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.9%
				消 防 職 員	2	5.9%
	脳 疾 患	2	5.9%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.9%
				そ の 他 の 職 員	1	2.9%
	心 疾 患	2	5.9%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.9%
				そ の 他 の 職 員	1	2.9%
	精 神 疾 患	13	38.2%	義 務 教 育 学 校 職 員	2	5.9%
				義務教育学校職員以外の教育職員	2	5.9%
				警 察 職 員	1	2.9%
				そ の 他 の 職 員	8	23.5%
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	1	2.9%	電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	2.9%
	小 計	21	61.8%	—	21	61.8%
そ の 他 の 死 亡		2	5.9%	消 防 職 員	1	2.9%
合 計		34	100%	そ の 他 の 職 員	1	2.9%

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

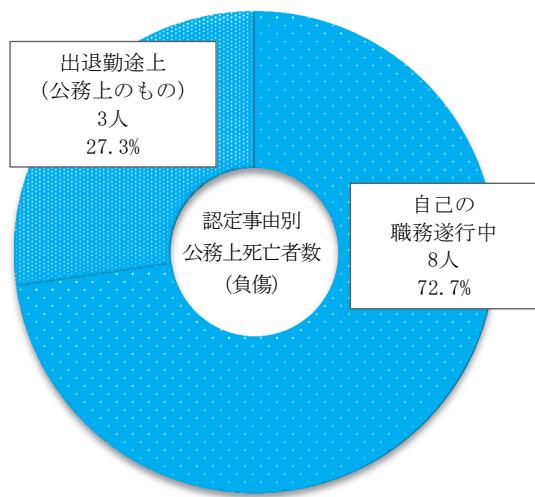


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

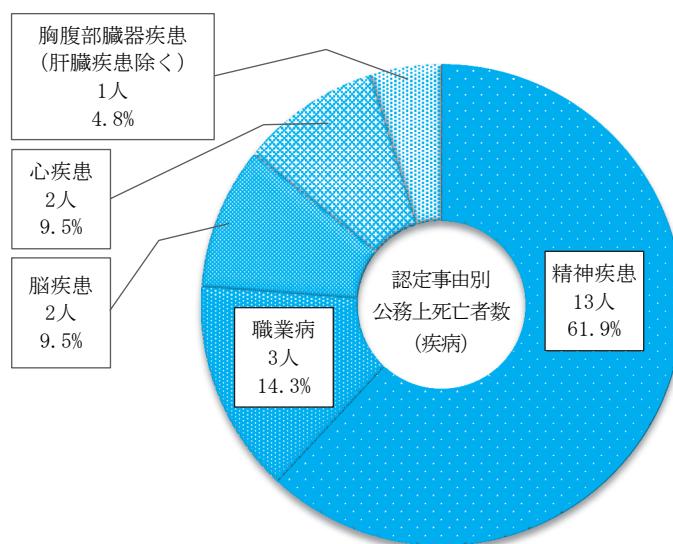


表11 認定事由別公務上死者数の推移(過去5年間)

(人)

認定事由	認定年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計	構成比	
負傷	自己の職務遂行中	5	7	8	4	8	32	15.8%	
	訓練中	-	-	1	-	-	1	0.5%	
	出張中又は赴任途上	1	2	-	3	-	6	3.0%	
	出退勤途上(公務上のもの)	2	1	-	3	3	9	4.4%	
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	-	-	-	1	0.5%	
	小計	9	10	9	10	11	49	24.1%	
疾病	公務上の負傷による疾病	-	1	2	2	-	5	2.5%	
	職業病	2	6	10	4	3	25	12.3%	
	脳疾患	2	4	-	5	2	13	6.4%	
	心疾患	8	5	7	3	2	25	12.3%	
	精神疾患	17	17	15	8	13	70	34.5%	
	その他公務起因性の明らかな疾病	呼吸引器疾患	-	-	-	1	-	0.5%	
	その他	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	2	-	-	-	1	3	1.5%
	その他	その他	3	-	1	2	-	6	3.0%
	小計	34	33	35	25	21	148	72.9%	
その他の死亡		1	3	-	-	2	6	3.0%	
合計		44	46	44	35	34	203	100.0%	

過去5年間の公務上死者数の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の32人(15.8%)が最も多く、次いで「出退勤途上(公務上のもの)」の9人(4.4%)、「出張中又は赴任途上」の6人(3.0%)などの順となっている。

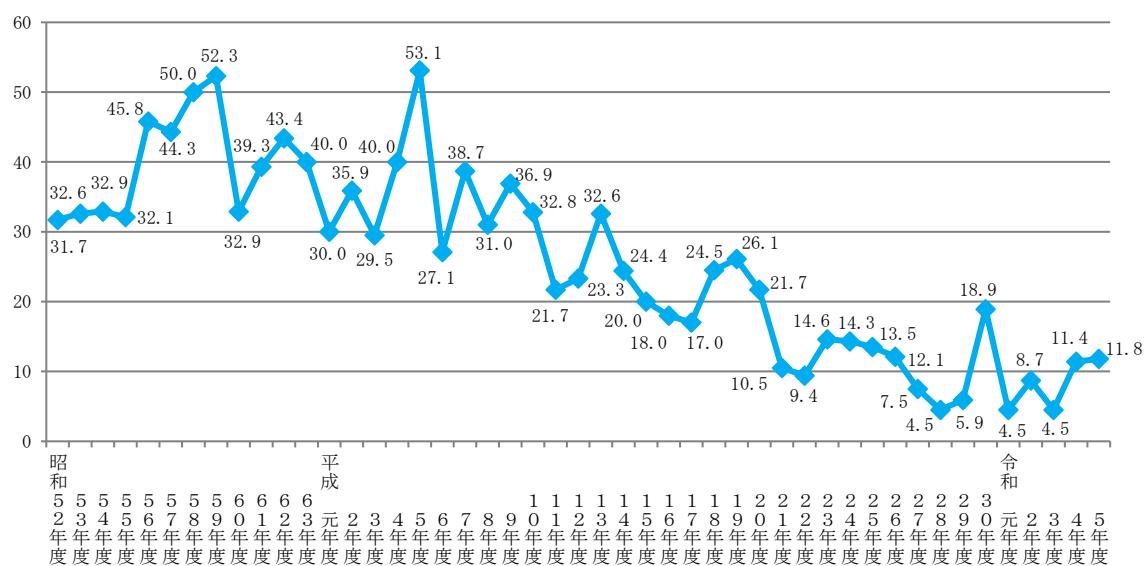
次に、疾病については、「精神疾患」の70人(34.5%)が最も多く、次いで「職業病」及び「心疾患」のそれぞれ25人(12.3%)、「脳疾患」の13人(6.4%)、などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「自己の職務遂行中」が4人増となっており、このほかは同数又は減少であった。疾病については、「精神疾患」が5人増、「胸腹部臓器疾患(肝臓疾患を除く)」が1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

## 8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

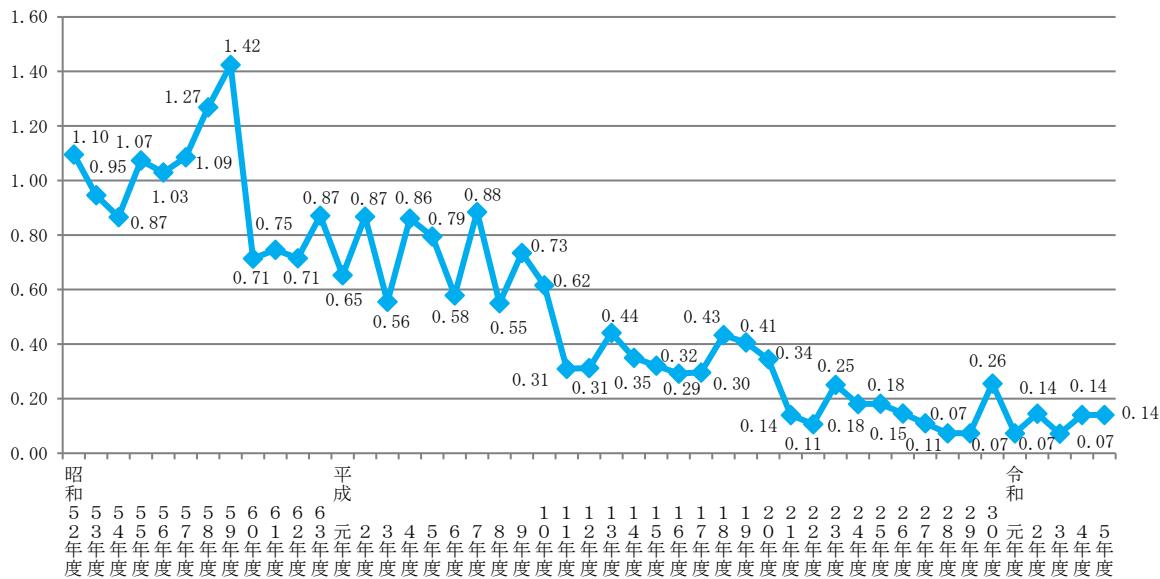
図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移



職員 10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和59年度の1.42人をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図 1-1 交通事故による公務上死亡者数 10 万人率の推移



令和5年度の交通事故による公務上死者4人を職員区分別にみると、「その他の職員」が2人、「警察職員」及び「消防職員」がそれぞれ1人となっている。

次に、勤務態様別では「職務遂行中」及び「通勤途上」がそれぞれ2人となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死者数割合

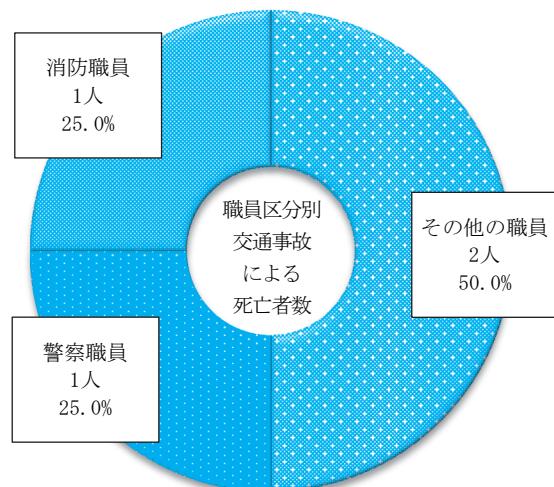
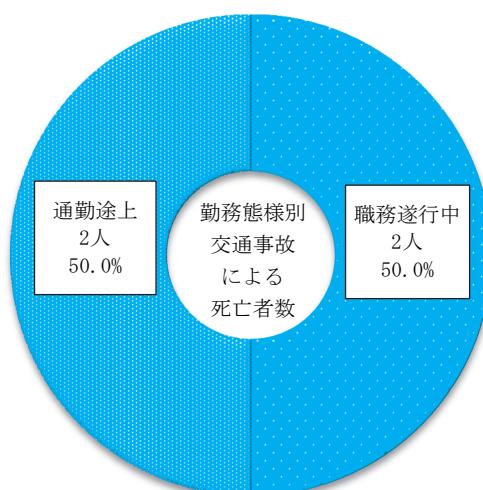


図13 勤務態様別交通事故による死者数割合



## 9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和5年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害（注）に該当する事例は「警察職員」の2人であった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間）(人)

職員区分\認定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
警察職員	-	1	-	-	2	3
消防職員	-	-	1	-	-	1
合計	-	1	1	-	2	4

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（以下略）

## 第2 公務上死亡災害発生事例

## 凡　　例

1 本資料の掲載事例は、令和5年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」、「交通事故による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については45ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

## 第2 公務上死亡災害発生事例

### 1 過重労働による被災

- 【事例1】一時的に業務量が増加、一ヶ月の時間外勤務が100時間を超え精神疾患を発症した
- 【事例2】上司のパワハラ的な指導に加え、月100時間を超える時間外勤務や災害対応により業務多忙となっていた
- 【事例3】長時間の時間外勤務や担当業務の負担増加により強度の精神的又は肉体的負荷がかかり精神疾患を発症した
- 【事例4】医師として勤務し、32連勤など長期間にわたり時間外勤務を行っていた
- 【事例5】教員として勤務する中、業務多忙による時間外勤務や休日勤務等が続いていた
- 【事例6】通常業務に加え、担任業務の代行を行うなど被災前の時間外勤務が週平均20時間を超えていた
- 【事例7】上司からのパワハラに加え、長時間勤務等により精神疾患を発症した

### 2 石綿ばく露による被災

- 【事例8】水道事業職員として水道管の維持管理業務の際、石綿管の切断を行うなどでばく露
- 【事例9】理科の授業を行う中で、石綿素材の金網などを使用した際にばく露
- 【事例10】消防職員として長年消火活動や火災原因調査に従事していたことではばく露

### 3 交通事故による被災

- 【事例11】道路に除草剤を散布作業中、交通誘導をしていたところ車にはねられた
- 【事例12】準夜勤後、原動機付自転車で帰宅途上、交差点で自動車と出会い頭に衝突した
- 【事例13】24時間勤務後の帰宅途上、自動二輪車で走行中に欄干と接触し、橋の上から落下した

### 4 その他の被災

- 【事例14】海水浴場で水難救助訓練中、なんらかの原因で溺れ心肺停止となった
- 【事例15】職員控室から教室へ向かう途中、階段で転倒し頭部を強打した

## 1 過重労働による被災

### 【事例1】一時的に業務量が増加、一ヶ月の時間外勤務が100時間を超え精神疾患を発症した

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：20歳台 災害発生年月：令和3年12月  
傷病名：神経症性障害（不眠 抑うつ）縊死

#### （概要）

被災職員は令和3年4月に採用され、10月頃から担当する業務が一時的に増加したことによって時間外勤務（休日勤務含む）が100時間を超えていた。クレーム対応等により精神的負荷もかかったことで精神疾患を発症。被災当日は出勤しておらず捜索したところ、縊死していた状態で発見された。

#### （安全・衛生対策）

- ・パソコンログデータを所属長に渡し、職員の勤務実態の把握と管理を行った。
- ・時間外勤務が多い職員については、産業医又は産業保健師による面談を実施した。
- ・一時的に業務が増加する部署に対しては、会計年度任用職員の設置や他部署の職員を併任する等業務の平準化を実施した。

### 【事例2】上司のパワハラ的な指導に加え、月100時間を超える時間外勤務や災害対応により業務多忙となっていた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員  
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年4月  
傷病名：縊頸

#### （概要）

被災職員は仕事への不安等から当時の所属長に異動を申し入れるが、受け入れられなかった。また、当時の上司からパワハラ的な指導を受けるとともに月100時間超の時間外勤務を行っていたことに加え、災害対応や所属でのコロナウイルスクラスター発生によりさらに業務多忙となったことが要因となり精神疾患を発症したと考えられ、自宅付近の倉庫で縊死した。

#### （安全・衛生対策）

- ・令和5年度より定数を増やし、業務の負担軽減に努めている。
- ・課長等会議を週1回開催し、各業務の進捗状況、各職員の心身の状況等を確認するなど横の連携を強化した組織づくりを行っている。
- ・定期健康診断や、人間ドック（精密検査含む）の全職員受診、面談や声掛けにより心身の状況を把握するとともに、ストレスチェック、警戒区域等業務従事健診、情報機器作業健診についても対象者全員に迅速、確実に周知、実施している。
- ・新規採用職員、転入職員に対して助言・サポートに努めるとともに、個々の能力に見合った業務の分担・平準化、業務の効率化、年休取得等の推奨により在席・時間外勤務の削減や、休暇取得を推進している。
- ・組織的な業務遂行体制整備のため、適時・的確な「報・連・相」や情報の見える化による職員間の共有、DXの取組等による業務改善、省力化等により組織的かつ効率的な職務遂行体制を推進している。

**【事例3】長時間の時間外勤務や担当業務の負担増加により強度の精神的又は肉体的負荷がかかり精神疾患を発症した**

団体区分：市町村等

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：20歳台

災害発生年月：令和2年8月

傷病名：縊死

**(概要)**

被災職員は令和2年4月以降、長時間の時間外勤務を行っており、担当業務の度重なる入札不調と連動して業務負担が増加していた。被災当時、20歳台であったことも考慮すると十分な支援が行われていたとはいえず、強度の精神的又は肉体的負荷により精神疾患を発症し、自宅の庭で縊死した状態で発見された。

**(安全・衛生対策)**

- ・朝礼・終礼時における担当業務の進捗状況等の情報共有の徹底や、業務繁忙期における部内・課内での応援体制の構築を図るとともに、必要に応じて業務改善を実施するなど業務遂行体制の適正化を図った。
- ・新たに導入した勤怠管理システムに出退勤に関する打刻機能を実装することで、職員の出退勤時間の記録を可能とし、より正確な出退勤時間の管理を徹底することとした。
- ・時間外勤務命令の上限規制について、改めて全序的な周知を図るとともに、上限を超える時間外命令がなされる際の報告義務を遵守させるための運用面の強化を図った。

**【事例4】医師として勤務し、32連勤など長期間にわたり時間外勤務を行っていた**

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：令和4年2月

傷病名：不詳の内因死

**(概要)**

被災職員は医師として勤務し、32日連続勤務を行うなど長期間にわたり長時間の時間外勤務を行っていた。被災前日、帰宅後午後11時半頃就寝したが午前2時頃に後頸部痛、背部の圧迫感を訴えた。症状が落ちつき痛みも軽減したため、翌日病院を受診することにし、再び就寝しようとしたところそのまま倒れ、心肺停止状態で救急搬送されたが不詳の内因死により死亡した。

**(安全・衛生対策)**

- ・当該事案の発生を踏まえ、令和4年度に「医師労働時間短縮計画」を制定し、タスクシフトの推進やこれまで実施していた長時間勤務者に対する産業医面談に加え、上席医師による面談も実施するなど健康管理体制の強化を図った。
- ・令和6年1月には、改めて「働き方改革宣言」を制定し、医師のみならず全ての病院職員の心身の健康確保と働き方改革の推進を図っている。

### **【事例5】教員として勤務する中、業務多忙による時間外勤務や休日勤務等が続いていた**

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年1月  
傷病名：小脳出血

#### **(概要)**

被災職員は教員として勤務する中、業務多忙による時間外勤務や休日勤務等が続いていたところ、勤務時間中に自席で頭を伏せていびきをかき始め、同僚が声を掛けたが応答がなかったため救急搬送された。小脳梗塞の診断となり緊急手術を受けたものの、意識が戻ることなく死亡した。

#### **(安全・衛生対策)**

- ・毎週行われる企画委員会の場で定期的に安全衛生委員会を実施し、勤務実績や業務に対する個々の負担感を把握する等、ストレスの軽減策を検討・実施している。
- ・勤務時間管理システムにより、管理職が個々の時間外勤務を把握し、時間外勤務が一定値を超えた教職員には、個別の働きかけを実施している。
- ・早期退校日や部活動休業日を設けたり、行事を精選したりすることで、時間外勤務や業務負担の軽減に努めることにした。

### **【事例6】通常業務に加え、担任業務の代行を行うなど被災前の時間外勤務が週平均20時間を超えていた**

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：40歳台 災害発生年月：令和3年11月  
傷病名：急性心臓病疑い

#### **(概要)**

被災職員は他学級の担任の病気休暇や介護休暇などに伴い、通常の勤務に加え担任業務の代行も行っていたことにより、被災前5週間の時間外勤務は週平均20時間を超えていた。被災当日、午後10時頃まで勤務し、帰宅後シャワーを浴びていた。翌午前4時50分頃、被災職員の妻がシャワーの音がするので風呂場へ行ったところ、被災職員が倒れており、救急搬送されたが病院で死亡が確認された。

#### **(安全・衛生対策)**

- ・職員の時間外在校時間を把握したうえで、本人や校長の希望を受けて産業医による面談指導を実施している。
- ・教職員の業務改善のための取組みをまとめたプログラムを策定し、学校閉庁日や定時退校日などの取組みを推進している。
- ・システムにより学校ごとの時間外在校等時間の状況を把握し、学校管理職との面談により個別の対応を協議するなどの取組みを行っている。

### **【事例7】上司からのパワハラに加え、長時間勤務等により精神疾患を発症した**

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年8月  
傷病名：縊死

#### **(概要)**

被災職員は、所属長から叱責や無視といったパワーハラスメントを受けていた。加えて災害の対応で令和4年8月から2週間程度の間に120時間を超える時間外勤務があつたこと等が要因となって精神疾患を発症したものと考えられ、被災当日に職場の車庫内で縊死しているところを発見された。

#### **(安全・衛生対策)**

- ・パワーハラスメント防止に向けた管理監督職員向け自習用テキストを本庁課長級以上の職員に配布している。
- ・管理職を対象としたメンタルヘルス研修及びハラスメント研修を実施している。

## **2 石綿ばく露による被災**

### **【事例8】水道事業職員として水道管の維持管理業務の際、石綿管の切断を行うなどではばく露**

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員  
死亡年齢：60歳台 災害発生年月：平成24年3月  
傷病名：左悪性胸膜中皮腫

#### **(概要)**

被災職員は水道事業職員として水道管の維持管理業務等に従事する中、昭和55年10月から昭和59年3月までの間、防塵マスクを着用することなく石綿管の切断補修等の漏水修理を行うなど石綿ばく露作業に従事。平成23年10月に肺に異常を感じ医療機関を受診したところ、平成24年3月に左悪性胸膜中皮腫と診断され、その後同年11月に死亡した。

#### **(安全・衛生対策)**

労働安全衛生法において石綿に関する法改正が行われて以後は、法令に準じた対策を行っている。

### **【事例9】理科の授業を行う中で、石綿素材の金網などを使用した際にばく露**

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：60歳台 災害発生年月：令和3年6月  
傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### **(概要)**

被災職員は、小学校教諭として高学年の理科の授業でアルコールランプを使用する実験を行い、石綿を使用する金網やアルコールランプの芯に切込みを入れるなどした際に、飛散した石綿を相当量吸入したものと推測され、それにより疾病を発症したものと思われる。

#### **(安全・衛生対策)**

現在は、学校における理科実験用「アスベスト使用関連製品」は廃棄されている。

### **【事例10】消防職員として長年消火活動や火災原因調査に従事していたことばく露**

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員  
死亡年齢：70歳台 災害発生年月：平成30年1月  
傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### **(概要)**

被災職員は、消防職員として長年にわたり消火活動や火災原因調査等に従事していた中で石綿を吸い込みばく露したことが原因で、悪性胸膜中皮腫を発症し死亡した。

#### **(安全・衛生対策)**

平成17年に総務省消防庁から石綿に対する安全対策等の実施について通知がなされ、現在は防塵マスクの着用等、消防職員が石綿粉じんを吸入しない措置が講じられている。

## **3 交通事故による被災**

### **【事例11】道路に除草剤を散布作業中、交通誘導をしていたところ車にはねられた**

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：70歳台 災害発生年月：令和5年8月  
傷病名：頭部外傷 多発外傷

#### **(概要)**

被災職員は道路の除草剤散布作業中のため、作業車の後方で交通誘導及び警備業務に従事していたところ、よそ見運転をしていた車にはねられ救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

#### **(安全・衛生対策)**

- ・路上作業を行う場合は、「作業中」及び「→(矢印)」の看板設置の徹底及び、交通規制用体感防止マット設置の徹底を指示した。
- ・作業範囲にセーフティコーンの設置を指示し、運転者から作業範囲が判別できるようにした。
- ・見通しが悪い作業箇所においては、カーブの手前などから看板を設置し交通誘導を行うよう指示した。
- ・作業の内容にかかわらず、ヘルメット及び反射ベストの着用を徹底するよう指示した。
- ・作業員が使用するヘルメットに笛を付けさせ、合図などで使用できるようにした。
- ・作業開始前のミーティングで、作業範囲・規制方法及び看板等の設置方法について作業員内で協議するよう指示した。

### **【事例12】準夜勤後、原動機付自転車で帰宅途上、交差点で自動車と出合い頭に衝突した**

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：令和4年8月  
傷病名：急性硬膜下血腫

#### **(概要)**

被災職員は準夜勤後、午前1時頃に原動機付自転車で帰宅途上、黄色の点滅信号の交差点に進入したところ、交差点の左から赤色の点滅信号を一時停止せずに進入してきた車と出合い頭に衝突し緊急搬送されたが、急性硬膜下血腫のため死亡した。

#### (安全・衛生対策)

夜間の運転や、日中においても見通しの悪い交差点に進入する際など、日ごろから常に危険を予測した運転を引き続き心がけるよう改めて周知した。

### 【事例 1 3】24時間勤務後の帰宅途上、自動二輪車で走行中に欄干と接触し、橋の上から落下した

団体区分：市町村等  
死亡年齢：40歳台  
傷病名：頸髄損傷

職員の区分：消防職員  
災害発生年月：令和5年9月

#### (概要)

被災職員は、24時間の勤務を終え帰宅途上、自動二輪車で走行中に路肩及び橋の欄干と接触する事故を起こした。被災職員は橋の上から落下したと考えられ、橋の下で心肺停止の状態で発見された。

#### (安全・衛生対策)

- ・職員会議において事故事例の検討、安全な運転について再確認を行った。
- ・勤務場所の責任者が帰宅者の運転に支障がないか声掛けで確認し体調管理を行うことにした。

## 4 その他の被災

### 【事例 1 4】海水浴場で水難救助訓練中、なんらかの原因で溺れ心肺停止となった

団体区分：市町村等  
死亡年齢：20歳台  
傷病名：低酸素脳症（推定）

職員の区分：消防職員  
災害発生年月：令和5年10月

#### (概要)

被災職員は、海水浴場での水難救助訓練のため潜水資器材を着装し泳いでいたところ、何らかの原因で溺れ心肺停止の状態で引き上げられた。その後、救急搬送されたが翌日に死亡が確認された。

#### (安全・衛生対策)

- ・事故後、事故調査・再発防止に係る第三者検討委員会を設置し、報告書により提言を受けた内容を水難救助活動計画に反映するよう計画を改正した。
- ・安全管理として国の通知などを反映するとともに、安全を最優先する組織風土の構築、管理体制を徹底した。
- ・資器材管理として定期的な点検をマニュアル化、業者による年1回の点検、スーツをサイズ別に増加配備するようにした。
- ・水難活動時におけるバディ体制の徹底、警戒員及び安全監視員を適正に配置するようにした。
- ・個人の適性管理として、健康状態の把握、面談などによるメンタルヘルス対策を行うようにした。

### **【事例15】職員控室から教室へ向かう途中、階段で転倒し頭部を強打した**

団体区分：市町村等

職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：60歳台

災害発生年月：令和5年6月

傷病名：急性硬膜下血腫

#### **(概要)**

被災職員は、校舎の2階にある職員控室から3階の教室へ向かうため階段を上っている

途中で転倒し、頭部を強打。頭部打撲を原因とした急性硬膜下血腫により死亡した。

#### **(安全・衛生対策)**

- ・安全衛生委員会で、階段の昇降時を含む転倒事案について報告及び啓発を行った。
- ・階段昇降時の被災について、事例や対応策を各学校に周知し注意喚起を行った。

# 第3 統 計 表



### 第3 統計表

(令和5年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	34
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	35
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	36
第4表	年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数	36
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	37
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	38
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	39
第8表	交通事故による公務上死亡者数	40
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	41
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	41
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	41
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	42
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	42

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般職職員数(人) (4月1日現在)(A)	公務上死者数(人) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) × 100,000	公務災害 認定件数(件)
発生年度				
昭和48年	2,744,959	159	5.79	33,076
49年	2,857,336	153	5.35	32,312
50年	2,940,066	137	4.66	31,609
51年	2,968,675	122	4.11	32,016
52年	3,012,304	104	3.45	32,227
53年	3,065,674	89	2.90	32,210
54年	3,118,275	82	2.63	32,532
55年	3,167,744	106	3.35	31,986
56年	3,205,718	72	2.25	32,332
57年	3,224,815	79	2.45	32,092
58年	3,231,650	82	2.54	31,603
59年	3,230,740	88	2.72	31,106
60年	3,222,019	70	2.17	32,603
61年	3,217,016	61	1.90	31,293
62年	3,216,930	53	1.65	31,493
認定期度				
平成元年	3,215,470	70	2.18	28,582
2年	3,218,752	70	2.17	28,273
3年	3,228,318	78	2.42	27,804
4年	3,241,911	61	1.88	28,421
5年	3,254,291	70	2.15	27,869
6年	3,270,841	49	1.50	27,604
7年	3,282,492	70	2.13	27,128
8年	3,278,332	75	2.29	27,852
9年	3,274,481	58	1.77	27,734
10年	3,267,118	65	1.99	27,986
11年	3,249,494	61	1.88	28,223
12年	3,232,153	46	1.42	27,754
13年	3,204,292	43	1.34	28,287
14年	3,171,532	43	1.36	28,922
15年	3,144,323	45	1.43	28,501
16年	3,117,004	50	1.60	29,205
17年	3,083,597	50	1.62	28,849
18年	3,042,122	53	1.74	28,387
19年	3,001,475	53	1.77	28,195
20年	2,954,712	46	1.56	27,346
21年	2,902,843	46	1.58	26,525
22年	2,858,654	38	1.33	25,256
23年	2,818,455	32	1.14	25,186
24年	2,792,448	314	11.24	25,714
25年	2,774,250	51	1.84	25,507
26年	2,757,942	38	1.38	25,542
27年	2,745,644	35	1.27	25,312
28年	2,740,082	41	1.50	24,833
29年	2,739,041	45	1.64	25,358
30年	2,744,438	35	1.28	26,211
令和元年	2,738,755	37	1.35	26,517
2年	2,742,638	44	1.60	26,390
3年	2,764,094	46	1.66	24,440
4年	2,802,762	44	1.57	25,590
5年	2,805,764	35	1.25	29,662
	2,803,708	34	1.21	30,975

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定期度による死者数である。

(注2) 公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 平成23年度以降の公務上死者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般職職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注5) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

(注) ( ) 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
義務教育学校職員		3	4	-	-	-	7
義務教育学校職員以外の教育職員		2	-	-	-	-	2
警察職員		5	-	-	-	-	5
消防職員		-	2	2	-	2	6
電気・ガス・水道事業職員		-	-	1	-	-	1
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-
その他の職員		4	2	5	1	1	13
合計		14	8	8	1	3	34
構成比		41.2%	23.5%	23.5%	2.9%	8.8%	100.0%

第4表 年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

年齢階層	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計
19歳以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳		-	-	-	1	-	-	-	-	3	4
30～39歳		2	-	-	-	-	-	-	-	3	5
40～49歳		2	-	3	2	-	-	-	-	1	8
50～59歳		1	2	1	1	-	-	-	-	5	10
60歳以上		2	-	1	2	1	-	-	-	1	7
合計		7	2	5	6	1	-	-	-	13	34

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計	構成比
墜落・転落		1	-	1	1	-	-	-	-	2	5	14.7%
転倒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飛来・落下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩壊・倒壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突され		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切れ・こすれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏み抜き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おぼれ		-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	5.9%
高温・低温の物との接触		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物等との接触		1	-	-	2	1	-	-	-	-	4	11.8%
感電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火災		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
交通事故		-	-	1	1	-	-	-	-	2	4	11.8%
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為		-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	5.9%
汚染血液による事故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の		5	2	1	-	-	-	-	-	8	16	47.1%
合計		7	2	5	6	1	-	-	-	13	34	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

起因物		職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
動力機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通手段	乗用車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.9%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バイク	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
	自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トラック等	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5.9%
その他の交通手段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	1	2	-	-	-	-	-	2	5	14.7%
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
仮設物、建築物、構築物等		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.9%
物質等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石綿	1	-	-	2	1	-	-	-	-	4	4	11.8%
小計		1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	4	11.8%
環境等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	5.9%
	異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高温・低温環境等	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
小計		-	-	1	2	-	-	-	-	-	1	4	11.8%
人間		-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	8.8%
その他の起因物		4	2	-	-	-	-	-	-	-	4	10	29.4%
起因物なし		1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	14.7%
合計		7	2	5	6	1	-	-	-	-	13	34	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計	構成比
認定事由												
負傷	自己の職務遂行中	2	-	4	1	-	-	-	-	1	8	23.5%
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	-	2	-	-	-	-	1	3	8.8%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	2	-	4	3	-	-	-	-	2	11	32.4%
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職業病	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3	8.8%
	脳疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.9%
	心疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.9%
	精神疾患	2	2	1	-	-	-	-	-	8	13	38.2%
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.9%
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明らかな疾病	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	5	2	1	2	1	-	-	-	10	21	61.8%
その他の死亡		-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	5.9%
合計		7	2	5	6	1	-	-	-	13	34	100.0%

(注) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般職職員数(人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) × 100,000
発生年度			
昭和52年	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
53年	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
54年	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
55年	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
56年	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
57年	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
58年	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
59年	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
60年	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
61年	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
62年	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
平成元年	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
2年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
3年	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
4年	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
5年	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
6年	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
7年	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
8年	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
9年	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
10年	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
11年	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
12年	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
13年	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
14年	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
15年	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
16年	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
17年	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
18年	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
19年	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
20年	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
21年	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
22年	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
23年	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
24年	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
25年	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
26年	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
27年	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
28年	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
29年	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
30年	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
令和元年	2,738,755	7 (18.9%)	0.26
2年	2,742,638	2 (4.5%)	0.07
3年	2,764,094	4 (8.7%)	0.14
4年	2,802,762	2 (4.5%)	0.07
5年	2,805,764	4 (11.4%)	0.14
	2,803,708	4 (11.8%)	0.14

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 交通事故による公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般職職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む。)。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死者数」欄の( )書は、全公務上死者数に占める交通事故による死者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		1	-	-	-	-	-	1
消防職員		-	-	-	-	1	-	1
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		1	-	-	-	1	-	2
合	計	2	-	-	-	2	-	4

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分 傷病部位	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	8.8%
頸部	-	1	1	2	-	-	-	-	1	5	14.7%
胴体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上肢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位	-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	8.8%
疾患病	5	1	1	2	1	-	-	-	7	17	50.0%
部位不明	1	-	2	2	-	-	-	-	1	6	17.6%
合	計	7	2	5	6	1	-	-	13	34	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

傷病区分 傷病発生場所	負傷	疾病	その他の死亡	合計	構成比	
本庁	-	2	-	2	5.9%	
出先機関・施設等	3	7	1	11	32.4%	
道路(交差点を含む)	5	-	-	5	14.7%	
自宅	-	7	-	7	20.6%	
その他の	3	5	1	9	26.5%	
合	計	11	21	2	34	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間の勤務中	時間外勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他		合計
義務教育学校職員		5	-	-	-	-	-	-	2	7
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-	2	2
警察職員		5	-	-	-	-	-	-	-	5
消防職員		2	1	-	-	-	-	1	2	6
電気・ガス・水道事業職員		1	-	-	-	-	-	-	-	1
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		6	-	-	-	-	-	1	6	13
合	計	19	1	-	-	-	-	2	12	34

第13表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段						射	装置等		仮設物、建築物・有害物等		環境等						人その他の起因物		合計				
		建	動	その他の動力機械等	乗用車	バス	鉄道	バイク	自転車		射針	装置	人	危険物・有害物等	材	石	地	立	異常環境	高温・低温環境	動植物	風雪	その他				
		設	用	等	機械等	機械等	機械等	機械等	機械等		針	置	力機械等	建築物・構築物等	荷	綿	山	木	水	岩	等	等	等				
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	15		
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
交通事故	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-		
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
合	計	-	-	2	-	1	-	2	-	-	-	1	2	-	-	4	-	-	2	-	1	-	-	1	3	10	534

# 分類項目区分



## 1 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

## 2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

## 3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、車両系機械等とともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合で、機械の部分、ドア、パックネット等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む。）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分類項目	説明等
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いた場合を含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落・転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱中症等高温の環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌、細菌を含まない（これらに感染、死亡した場合はその他に分類する。）。
感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は解放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となるような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転落、転倒に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない場合をいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受ける元となった起因物が関係した現象をいう。  
 2 分類方法 分類に当たっては、次の各号により適切なものを選択する。  
 イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。  
 ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。  
 ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。  
 a 災害防止対策を考える場合での重要度による。  
 b 発端となった現象による。  
 c 分類番号の若い順による。

#### 4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、リフト、揚貨装置(船舶)、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モーターブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、ブーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェーンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサー、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装置等	装置、設備	<p>①圧力容器 ボイラ、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器等をいう。</p>
	人力機械工具等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮設物、建築物、構築物等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中 分 類	説 明 等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等をいう。
	風雪	雪上での滑り事故等をいう。
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらす元となった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類に当たっては、次の各号により適正なものを選択する。
  - イ 災害に当たっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
  - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
    - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
    - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
    - c 起因物なし
  - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
  - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
  - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

## 5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出先機関・施設等	<p>①行政機関等            ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所            イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関            ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所            児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設            社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院            診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設            地方自治法第244条に規定する公の施設で上記①から④を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交差点	
	その他の道路	
自宅		
その他		